

◎瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案新旧対照表

○瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第二条の二）</p> <p>第二章 [略]</p> <p>第三章 瀬戸内海の環境の保全に関する特別の措置</p> <p>第一節 [略]</p> <p>第二節 自然海浜の保全等（第十二条の四―第十三条）</p> <p>第三節 環境保全のための事業の促進等（第十四条―第十九条の三）</p> <p>第四章 雑則（第十九条の四―第二十三条）</p> <p>第五章 [略]</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念を定め、及び瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するため、瀬戸内海の環境の保全に関する計画の策定等に関し必要な事項</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 [略]</p> <p>第三章 瀬戸内海の環境の保全に関する特別の措置</p> <p>第一節 [略]</p> <p>第二節 富栄養化による被害の発生の防止（第十二条の四―第十二条の六）</p> <p>第三節 自然海浜の保全等（第十二条の七―第十三条）</p> <p>第四節 環境保全のための事業の促進等（第十四条―第十九条）</p> <p>第四章 雑則（第二十条―第二十三条）</p> <p>第五章 [略]</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するための瀬戸内海の環境の保全に関する計画の策定等に関し必要な事項を定めるとともに、特定施設の設置の規制、富栄養化に</p>

を定めるとともに、特定施設の設置の規制、自然海浜の保全、環境保全のための事業の促進等に関し特別の措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「瀬戸内海」とは、次に掲げる直線及び陸岸によつて囲まれた海面並びにこれに隣接する海面であつて政令で定めるものをいう。

一 和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線

二 愛媛県佐田岬灯台から大分県関崎灯台に至る直線

三 山口県火ノ山下潮流信号所から福岡県門司崎灯台に至る直線

2・3 [略]

(瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念)

第二条の二 瀬戸内海の環境の保全は、瀬戸内海が、我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇り、かつ、その自然と人々の生活及び生業並びに地域のにぎわいとが調和した自然景観と文化的景観を併せ有する景勝の地として、また、国民にとつて貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであることに鑑み、瀬戸内海を、人の活動が自然に対し適切に作用することを通じて、美しい景観が形成されていること、生物の多様性及び生産性が確保されていること等その有する多面的価値及び機能が最大限に発揮された豊かな海とすることを旨として、行わなければならない。

よる被害の発生防止、自然海浜の保全等に関し特別の措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「瀬戸内海」とは、次に掲げる直線及び陸岸によつて囲まれた海面並びにこれに隣接する海面であつて政令で定めるものをいう。

一 和歌山県紀伊日の御岬灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬に至る直線

二 愛媛県佐田岬から大分県関崎灯台に至る直線

三 山口県火ノ山下灯台から福岡県門司崎灯台に至る直線

2・3 [略]

2 瀬戸内海の環境の保全に関する施策は、環境の保全上の支障を防止するための規制の措置のみならず、地域の多様な主体による取組を含め、藻場、干潟その他の沿岸域の良好な環境の保全、再生及び創出等の瀬戸内海を豊かな海とするための事業を推進するための措置を併せて講ずることにより、総合的かつ計画的に推進されるものとする。

3 瀬戸内海の環境の保全に関する施策は、瀬戸内海の湾、灘その他の海域によつてこれを取り巻く環境の状況等が異なることに鑑み、瀬戸内海の湾、灘その他の海域ごとの実情に応じて行われなければならない。

第二章 瀬戸内海の環境の保全に関する計画

(瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画)

第三条 政府は、前条の基本理念にのっとり、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するため、瀬戸内海の沿岸域の環境の保全、再生及び創出、水質の保全及び管理、自然景観及び文化的景観の保全、水産資源の持続的な利用の確保等に関し、瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画（以下この章において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、瀬戸内海の環境の保全に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

第二章 瀬戸内海の環境の保全に関する計画

(瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画)

第三条 政府は、瀬戸内海が、わが国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また、国民にとつて貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであることにかんがみ、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するため、瀬戸内海の水質の保全、自然景観の保全等に関し、瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画（以下この章において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

3 | 4 | 「略」

(瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画)

第四条 関係府県知事は、第二条の二の基本理念にのっとり、かつ、基本計画に基づき、当該府県の区域において瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策について、瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画（以下この章において「府県計画」という。）を定めるものとする。

2 | 関係府県知事は、府県計画を定めようとするときは、府県計画が関係のある瀬戸内海の湾、灘その他の海域の実情に応じたものとなるようにするため、あらかじめ、当該湾、灘その他の海域を単位として関係者により構成される協議会の意見を聴く等必要な措置を講ずるものとする。

3 | 5 | 「略」

6 | 第二項から前項までの規定は、府県計画の変更について準用する。

(基本計画及び府県計画の達成の推進)

第四条の二 「略」

2 | 国は、地方公共団体による前項の措置が円滑かつ着実に実施されるよう、地方公共団体に対し、必要な援助を行うように努めるものとする。

第三章 瀬戸内海の環境の保全に関する特別の措置

2 | 3 | 「略」

(瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画)

第四条 関係府県知事は、基本計画に基づき、当該府県の区域において瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策について、瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画（以下この章において「府県計画」という。）を定めるものとする。

2 | 5 | 4 | 「略」

5 | 前三項の規定は、府県計画の変更について準用する。

(基本計画及び府県計画の達成の推進)

第四条の二 「略」

第三章 瀬戸内海の環境の保全に関する特別の措置

第二節 富栄養化による被害の発生の防止

(指定物質削減指導方針)

第十二条の四 環境大臣は、瀬戸内海の富栄養化による生活環境に係る被害の発生を防止するため必要があると認めるときは、関係府県知事に対し、第五条第一項に規定する区域において公共用水域に排出される燐<sup>りん</sup>その他の政令で定める物質(以下この節において「指定物質」という。)の削減に関し、政令で定めるところにより、削減の目標、目標年度その他必要な事項を示して、指定物質削減指導方針(以下この節において「指導方針」という。)を定めるべきことを指示することができる。

2 指導方針においては、目標年度において削減の目標を達成することを目的として、指定物質の削減に関する指導の方針を定めるものとする。

3 関係府県知事は、指導方針を定め、又は変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、前項の事項を環境大臣に報告しなければならぬ。

4 関係府県知事は、指導方針を定め、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(指導等)

第十二条の五 関係府県知事は、第五条第一項に規定する区域において指定物質を公共用水域に排出する者に対し、指導方針に従い、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

(報告の徴収)

第十二条の六 関係府県知事は、前条の指導、助言又は勧告をするた

第二節 自然海浜の保全等

(自然海浜保全地区の指定)

第十二条の四 [略]

(行為の届出等)

第十二条の五 [略]

(埋立て等についての特別の配慮)

第十三条 関係府県知事は、瀬戸内海における公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の免許又は同法第四十二条第一項の承認については、第二条の二第一項の瀬戸内海の特殊性につき十分配慮しなければならない。

2 [略]

第三節 環境保全のための事業の促進等

(下水道及び廃棄物の処理施設の整備等)

第十四条 国及び地方公共団体は、瀬戸内海の水質の現状に鑑み、下

め必要があると認めるときは、第五条第一項に規定する区域において事業活動に伴つて指定物質を公共用水域に排出する者で政令で定めるもの(次項において「指定物質排出者」という。)に対し、汚水又は廃液の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

2 環境大臣は、指定物質による瀬戸内海の富栄養化による生活環境に係る被害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、指定物質排出者に対し、汚水又は廃液の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

第三節 自然海浜の保全等

(自然海浜保全地区の指定)

第十二条の七 [略]

(行為の届出等)

第十二条の八 [略]

(埋立て等についての特別の配慮)

第十三条 関係府県知事は、瀬戸内海における公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の免許又は同法第四十二条第一項の承認については、第三条第一項の瀬戸内海の特殊性につき十分配慮しなければならない。

2 [略]

第四節 環境保全のための事業の促進等

(下水道及び廃棄物の処理施設の整備等)

第十四条 国及び地方公共団体は、瀬戸内海の汚染の現状にかんが

水道及び廃棄物の処理施設の整備、汚泥のしゅんせつ、水質の監視又は測定のための施設及び設備の整備その他瀬戸内海の水質の保全のために必要な事業の促進に努めなければならない。

（漂流ごみ等の除去等）

第十六条の二 国及び地方公共団体は、瀬戸内海海域等において、漂流し、又は海底に存するごみその他の汚物又は不要物（以下この条において「漂流ごみ等」という。）に起因する瀬戸内海環境の保全上の支障を防止するため、漂流ごみ等の除去その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（有害動植物の駆除等）

第十九条の二 国及び地方公共団体は、瀬戸内海海域における生物の多様性及び生産性の確保に支障を及ぼすおそれがある有害動植物について、駆除その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（水産動物の種苗の放流等）

第十九条の三 国及び地方公共団体は、瀬戸内海の水産資源の持続的な利用の確保を図るため、水産動物の種苗の放流、水産動植物の繁殖地の保護及び整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第四章 雑則

（瀬戸内海の環境の調査）

み、下水道及び廃棄物の処理施設の整備、汚泥のしゅんせつ、水質の監視又は測定のための施設及び設備の整備その他瀬戸内海の水質の保全のために必要な事業の促進に努めなければならない。

第四章 雑則

第十九条の四 環境大臣は、瀬戸内海における水質の状況その他の環境の状況について定期的に調査をし、その結果をこの法律の適正な運用に活用するものとする。

#### 第五章 罰則

第二十五条 第七条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

#### 第五章 罰則

第二十五条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十二条の六第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者